

総税企第61号
令和2年4月30日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長 殿
各指定都市議会議長

総務大臣
(公印省略)

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）は令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いいたします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

一 総括的事項

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、不動産取得税、自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずるとともに、固定資産税等の減収を補填する措置等を講ずることとした。

二 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 個人の道府県民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県の条例で定めるものを一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（一定の金額を除く。）の合計額（20万円を超える場合は、20万円）の寄附金を支出したものとみなして、道府県民税に関する規定を適用することとした。（法附則60①②）
- (2) 個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の道府県民税まで延長することとした。（法附則61①）

2 不動産取得税

耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修に係る契約を一定の日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした（法附則62、令附則38、則附則28）。

3 自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の10②、12の2の12②）。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 個人の市町村民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして市区町村の条例で定めるも

のを一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（一定の金額を除く。）の合計額（20万円を超える場合は、20万円）の寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用することとした。（法附則60③④）

- (2) 個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の市町村民税まで延長することとした。（法附則61②）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋及び償却資産について、以下のとおり固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則63、則附則29）。

ア 一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月から10月までの間における連続する3月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額を当該期間の初日の1年前の日から起算して3月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合（以下「事業収入割合」という。）が100分の50以下となる場合、その価格に零（事業収入割合が100分の70以下となる場合は、その価格に2分の1）を乗じて得た額とすることとした。

イ 当該中小事業者等は、令和3年1月31日までに市町村長等にアの適用があるべき旨の申告をするものとし、当該申告に係る所要の罰則を設けるものとする事とした。

- (2) 中小事業者等がこの法律の施行の日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、固定資産税の課税標準を当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格に零以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした（法附則64、令附則39、則附則30）。

3 軽自動車税

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとした（法附則29の8の2、29の18③）。

第3 その他

1 徴収の猶予について以下の措置を講ずることとした。

- (1) 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が令和3年1月31日までに納付し、又は納入すべき一定の地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することが困難であると認められるときは、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体

の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができることとした(法附則59①、令附則36、則附則27)。

(2) (1)の徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細等を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類等を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならないこととした(法附則59②、令附則37)。

2 1 (1)の徴収の猶予の申請等をしようとする者が地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、申請を行うことができるよう、所要の措置を講ずることとした(則附則31)。

3 第2の2による都道府県及び市町村の固定資産税等の減収を補填するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を創設することとした(法附則65から77まで)。

三 地方財政法の改正に関する事項

地方税法の改正に伴い、令和2年度及び令和3年度に限り、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症等に係る徴収の猶予をする場合等について、これらによる減収額を埋めるための地方債の特例措置を講ずることとした(地方財政法33の5の12)。

四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に関する事項

軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限の延長に伴い、軽自動車税減収補填特別交付金の交付の期限を令和3年度まで延長することとした(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律2、3の3、5)。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法(昭和25年法律第226号)

「令」：地方税法施行令(昭和25年政令第245号)

「則」：地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)